

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

令和元年台風第19号への対応について

資料 令和元年台風第19号への対応について

参考資料1 被災者支援メニュー一覧

参考資料2 台風19号によって被災された方へ

令和元年10月31日

総務企画局

令和元年台風第19号への対応について

1 市内の降雨量等

(観測地点 47基)

- 最大総雨量 麻生区 338mm
- 最大時間雨量 宮前区 40mm

○各区最大総雨量

川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
川崎DKC 202mm	加瀬消防 238mm	井田消防 258mm	久地消防 286mm	嶋田人道橋 336mm	多摩区生田 329mm	黒川第一 338mm

○各区最大時間雨量

川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
川崎DKC 12日 12:40 ~13:40 25mm	加瀬消防 12日 12:40 ~13:40 33mm	中原DKC 12日 12:40 ~13:40 31mm	新作消防 12日 12:40 ~13:40 37mm	嶋田人道橋 12日 12:50 ~13:50 40mm	多摩区生田 12日 13:00 ~14:00 38mm	黒川第一 12日 19:50 ~20:50 39mm

※最大瞬間風速 45.0m/s (12日21時消防局庁舎 (川崎区内) 観測)

2 警報等発表状況

- ・暴風警報 12日(土) 6時23分
- ・大雨警報(土砂災害、浸水害)洪水警報 12日(土) 7時05分
- ・波浪警報、高潮警報 12日(土) 9時28分
- ・土砂災害警戒情報 12日(土) 16時08分

3 本市の対応状況

- ・関係局室区による警戒体制 10日(木) 9時00分
- ・災害警戒本部の設置 12日(土) 10時00分
- ・災害対策本部の設置及び災害救助法適用 12日(土) 23時00分

4 避難勧告・避難指示

○避難勧告

- ・12日(土) 10時00分 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域に発令
- ・12日(土) 12時00分 川崎区内の高潮に係る対象地域に発令

○避難指示(緊急)

- ・12日(土) 16時30分 高津区の一部(平瀬川下流部)に発令
- ・12日(土) 17時50分 高津区・多摩区内の洪水浸水想定区域に発令
- ・12日(土) 19時00分 川崎区・幸区・中原区内の洪水浸水想定区域に発令

○13日(日) 6時00分 避難指示(緊急)及び避難勧告を解除

○避難勧告対象者数

- ・洪水: 446,618世帯 915,773人
- ・土砂: 42,800世帯 93,627人
- ・高潮: 23,180世帯 43,410人

5 被害概要

○人的被害

- ・死者1名(高津区)
- ・中等症1名(中原区) ※県への報告は中等症の区分がないため軽症者として計上
- ・軽傷者6名(中原区3件、多摩区1件、麻生区2件)

○物的被害

- ・浸水被害(川崎区約50件、幸区3件、中原区約720件、高津区約560件、宮前区2件、多摩区約350件)

○土砂崩れ

- ・高津区1件、宮前区3件、多摩区1件、麻生区2件

令和元年台風第19号への対応について

6 浸水地域

○主な浸水地域

- ・川崎区港町地区
- ・中原区上丸子山王町地区、下沼部地区、宮内1丁目地区
- ・高津区下野毛3丁目地区、諏訪2丁目・北見方2丁目地区
久地2丁目・二子1丁目・溝口6丁目地区
- ・多摩区菅稲田堤2丁目・3丁目地区、堰1丁目地区

7 被災者支援

○避難所

- ・162か所（ピーク時：157か所 33,150人）
→10月28日（月） 1か所（9人5世帯）

○罹災証明

- ・10月28日（月）罹災証明書の交付開始
※被災者支援メニューによる相談体制の実施

○ボランティア支援

- ・10月15日ボランティアセンター開設、従事者 延べ687人（27日現在）

○被災住宅支援

- ・被災住宅の応急修理等の相談窓口（10月24日～）
- ・市営住宅等公的住宅への一時避難 10月14日から受付（76戸無償提供）
- ・動物救援本部を設置し、ペットの一時預かり受付（10月21日～）

○中小企業支援

- ・特別経営相談窓口の設置（10月15日～）

○災害廃棄物

- ・建設業協会等の民間団体及び横浜市の支援を受けながら回収

○その他支援

- ・東京都からの物資支援（スコップ、土嚢袋）
- ・公衆浴場の無料入浴サービス（10月18日～）

8 社会基盤・公共施設の復旧状況

○河川

- ・排水作業は完了
※多摩川河川敷の復旧の見通しは立っていません。

○道路

- ・ピーク時：車両の通行止め 12箇所→解除

○ライフライン

- ・電気
・ピーク時：22,400件の停電→復旧
- ・ガス
・ピーク時：154件の供給停止→復旧

○公共施設

・閉館施設 ※台風第19号の影響によるもの

- ・市民ミュージアム
- ・多摩川緑地内の市が管理する全ての野球場・サッカー場・陸上競技場等の運動施設、広場
- ・多摩川緑地バーベキュー広場、パークボール場、マラソンコース、駐車場（宇奈根、瀬田、丸子橋、上平間）
- ・くじ老人いこいの家

9 今後の対応

今回の台風では、最悪のケースを考え、やれるべきことは、すべてやるという姿勢で準備し、対応してきました。

地域では避難所運営や被災された方への支援など、あらゆる場面で、自主防災組織をはじめ、地域の皆様や企業等の御協力により、災害対応が行われました。

現在、本市の当日の対応について、市民の皆様から多数御意見をいただいております。また、多くの場所で浸水被害が起きたことや避難所の収容人数や運営、公共交通機関の計画運休に伴う職員参集への影響など、課題も多岐にわたっています。

今後、全庁を挙げて、市の対応を検証してまいります。

被災者支援メニュー一覧（令和元年10月25日時点）

番号	カテゴリー（種類）	制度の名称	制度概要・受給要件等	必要書類	窓口
1	一般（応急対応）	国民健康保険証の再発行	災害等で、保険証を無くしたり破れたりした場合に再発行を受けることができます。	顔写真付の本人確認書類、マイナンバーがわかるもの、印鑑	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
2	一般（応急対応）	国民年金手帳の再発行	災害等で、国民年金手帳を無くしたり破れたりした場合に再発行を受けることができます。	身分証明ができるもの、印鑑	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
3	一般（給付・減免）	医療機関等の窓口での支払いの免除（国民健康保険）	住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われた方や、生計維持者の死亡や行方不明、生計維持者の業務の廃止や失職等をされた方は、医療保険の窓口負担が不要となります。（令和2年1月未まで）	医療機関等の窓口では、特に必要なし ※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
4	一般（給付・減免）	市税の徴収猶予	納税者が災害により被害を受けたりなどして、市税を一時に納付することができない場合、申請することにより市税の徴収猶予が認められる場合があります。	り災証明書	各市税事務所（分室）
5	一般（給付・減免）	税関係証明書の交付手数料の免除	災害等により、被災者が被災を原因とする各種支援制度などの手続きに必要なとする、住民票の写しなど各種証明書の交付手数料を免除します。 《対象となる証明書》 (1) 課税額証明書 (2) 非課税証明書 (3) 免除証明書 (4) 納税証明書 (5) 固定資産課税台帳記載事項証明書（評価・公課証明書）	り災証明書、身分証明ができるもの、印鑑（本人の自署が可能な場合は必要なし）	市税事務所（分室）市民税課、区税証明発行コーナー、出張所、行政サービスコーナー
6	一般（給付・減免）	国民健康保険料の減免	住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われた方や、生計維持者の死亡や行方不明、生計維持者の業務の廃止や失職等をされ、保険料の支払いが困難となったときは、保険料を減額または免除します。	り災証明書等（コピー可）、被保険者証、印鑑	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
7	一般（給付・減免）	国民年金保険料の免除	震災、風水害、火災その他これらに類する災害で大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、国民年金保険料の全額が免除されます。	り災証明書（コピー可）、保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書等の写し等	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
8	一般（給付・減免）	市税（個人の市民税、固定資産税、都市計画税）の減免	災害等で、市税を納めるに当たって困難な事情がある場合に、状況に応じて市税の減免を受けることができます。	り災証明書	各市税事務所（分室）
9	一般（給付・減免）	川崎市災害見舞金・弔慰金	火災、風水害、交通事故、労働災害その他の災害による被災者またはそのご遺族に対して、見舞金及び弔慰金を支給します。	区地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課にお問い合わせください。	区地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課
10	一般（給付・減免）	災害弔慰金	災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当にお問い合わせください。	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当
11	一般（給付・減免）	災害障害見舞金	災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合に、災害障害見舞金を支給します。	災害障害見舞金診断書等	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当
12	一般（給付・減免）	被災者生活再建支援制度	被災者生活再建支援法に基づき、災害により、居住する住宅が全壊するなどして生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給します。※【適用になるか調整中】	り災証明書、住民票、預金通帳の写し等（申請の内容に応じた資料が必要になります）	区地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課
13	一般（給付・減免）	住民票の写し等の交付手数料の免除	災害等により、被災者が被災を原因とする各種支援制度などの手続きに必要なとする、住民票の写しなど各種証明書の交付手数料を免除します。 《対象となる証明書》 (1) 住民票の写し（広域交付・除票を含む） (2) 住民票記載事項証明書 (3) 印鑑登録証明書 (4) 戸籍謄（抄）本及び戸籍（全部・個人）事項証明書 (5) 除籍謄（抄）本及び除籍（全部・個人）事項証明書 (6) 戸籍記載事項証明書及び戸籍の一部事項証明書 (7) 除籍記載事項証明書及び除籍の一部事項証明書 (8) 戸籍届出記載事項証明書 (9) 戸籍の附票の写し（除附票を含む） (10) 身分証明書 (11) 不在住証明書 (12) 不在籍証明書	り災証明書、身分証明ができるもの、印鑑（本人の自署が可能な場合は必要なし）	区民課、支所区民センター、出張所、行政サービスコーナー、郵送請求事務センター

番号	カテゴリー（種類）	制度の名称	制度概要・受給要件等	必要書類	窓口
14	一般（融資・貸付）	災害援護資金	災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。	災害援護資金借入申込書、り災証明書（コピー可）、住民票、課税証明書、医師の診断書（世帯主に負傷がある場合）等	区地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課
15	一般（融資・貸付）	年金担保貸付制度、労災年金担保貸付制度	国民年金、厚生年金保険または労働者災害補償保険の年金を担保とし、保健・医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭、生活必需物品の購入などの支出のために一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。	独立行政法人福祉医療機構年金貸付課にお問い合わせください。	独立行政法人福祉医療機構年金貸付課
16	一般（融資・貸付）	社会福祉協議会生活福祉資金制度による貸付	金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けます。	区社会福祉協議会にお問い合わせください。	区社会福祉協議会
17	ご高齢の方・障害等をお持ちの方（応急対応）	後期高齢者医療保険証の再発行	災害等で、保険証を無くしたり破れたりした場合に再発行を受けることができます。	顔写真付の本人確認書類、マイナンバーがわかるもの、印鑑	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
18	ご高齢の方・障害等をお持ちの方（応急対応）	介護保険被保険者証の再発行	災害等で、保険証を無くしたり破れたりした場合に再発行を受けることができます。	身分証明書、被保険者証（汚損・破損の場合）	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
19	ご高齢の方・障害等をお持ちの方（応急対応）	重度障害者医療証の提示不要	災害に伴い、医療証の紛失や、医療証を家庭に残したまま避難している等の理由で医療証を提示できない場合には、氏名・生年月日・連絡先・住所等を申し立てることにより、医療証を持参した場合と同様に受診することができます。	特になし	健康福祉局長寿・福祉医療課
20	ご高齢の方・障害等をお持ちの方（給付・減免）	医療機関等の窓口での支払いの免除（後期高齢者医療保険）	住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われた方や、生計維持者の死亡や行方不明、生計維持者の業務の廃止や失職等をされた方は、医療保険の窓口負担が不要となります。（令和2年1月末まで）	医療機関等の窓口では、特に必要なし ※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要になる場合があります。	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
21	ご高齢の方・障害等をお持ちの方（給付・減免）	介護サービス利用料の窓口での支払いの免除	住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われた方や、生計維持者の死亡や行方不明、生計維持者の業務の廃止や失職等をされた方は、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、介護サービス利用料について支払いが不要となります。（令和2年1月末まで）	特になし ※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要になる場合があります。	区高齢・障害課、地区健康福祉ステーション介護認定給付担当
22	ご高齢の方・障害等をお持ちの方（給付・減免）	後期高齢者医療保険料の減免	被保険者またはその属する世帯の世帯主が、住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われたことで、保険料を支払うことが困難となった場合には、保険料を減免します。	り災証明書（コピー可）、本人確認書類、印鑑	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
23	ご高齢の方・障害等をお持ちの方（給付・減免）	介護保険料の減免	第1号被保険者またはその属する世帯の生計を維持する者が、住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われたことで、保険料を支払うことが困難となった場合には、保険料を減免します。	り災証明書（災害の事実及び被害割合を証する書類）（コピー可）、本人確認書類	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
24	ご高齢の方・障害等をお持ちの方（給付・減免）	福祉年金等の支給停止解除	所得制限により支給停止となっている福祉年金等の受給権者が被災された場合、被害金額が財産価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたときには、支給停止が解除されます。	り災証明書（コピー不可）、保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書等の写し	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
25	子ども・学校（応急対応）	小児医療証、ひとり親福祉医療証、小児ぜん息医療費受給証の提示不要	災害に伴い、医療証の紛失や、医療証を家庭に残したまま避難している等の理由で医療証を提示できない場合には、氏名・生年月日・連絡先・住所等を申し立てることにより、医療証を持参した場合と同様に受診することができます。	特になし	こども未来局こども家庭課
26	子ども・学校（給付・減免）	保育料の減免（認可保育所等）	災害等で、保育料を納めるに当たって困難な事情がある場合に、状況に応じて認可保育所、認定こども園、地域型保育事業に係る保育料の減免を受けることができます。	り災証明書、本人確認書類、印鑑	区児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
27	子ども・学校（給付・減免）	児童扶養手当の特別措置	被災者に対する児童扶養手当（ひとり親家庭等に対する手当）について、所得制限及び認定請求等が出来ないものに対する支給開始時期の特例措置を講じます。	戸籍謄本、振込口座の預金通帳、マイナンバーがわかるもの、身元確認書類、り災証明書（コピー可）	区児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
28	子ども・学校（給付・減免）	児童手当の特別措置	被災者に対する児童手当について、認定請求等が出来ないものに対する支給開始時期の特例および添付書類省略の特例措置を講じます。	印鑑、振込口座の預金通帳、マイナンバーがわかるもの、身元確認書類、健康保険証の写しまたは年金加入証明書	区民サービス部区民課住民記録第2係、支所区民センター住民記録・児童手当・就学担当
29	子ども・学校（給付・減免）	ひとり親家庭等医療費助成の特別措置	被災者に対するひとり親家庭等の医療費助成について、所得制限の特例措置（被災月から翌年12月までの所得制限の適用除外）を講じます。	り災証明書、健康保険証、印鑑、戸籍謄本、マイナンバーがわかるもの、所得情報の照会に関する同意書	区民サービス部保険年金課国保給付・医療費助成係、支所区民センター保険年金係
30	子ども・学校（給付・減免）	特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の特別措置	被災者に対する特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限及び認定請求等ができない方への支給開始時期の特例措置を講じます。	被災状況証書、被災状況のわかる書類（り災証明等）等	区高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢・障害担当
31	子ども・学校（給付・減免）	高等学校授業料等減免措置	災害により生活が困窮した保護者については、市立高等学校の入学選考料、入学料、授業料及び市立川崎高等学校付属中学校の入学選考料の免除を受けることができます。	非課税証明書または国民年金及び国民健康保険料の免除・減免を証明する通知書等、り災証明書（コピー可）	教育委員会事務局総務部学事課

番号	カテゴリー（種類）	制度の名称	制度概要・受給要件等	必要書類	窓口
32	子ども・学校（給付・減免）	災害遺児等福祉手当	災害により18歳未満の児童と同一生計を営む父または母等が死亡、または重度の障害（身体障害者1級または2級の方）を有することになった場合に、その児童を扶養している保護者の方へ手当を支給します。	災害であることを明らかにする書類、検案書（死亡診断書）または身体障害者手帳、戸籍謄本、住民票、受給者名義の口座がわかるもの（通帳など）	区民サービス部区民課住民記録第2係、支所区民センター
33	子ども・学校（融資・貸付）	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦を対象とした、災害などにより住宅が全壊した場合や一時的に生活困窮になった場合の貸付制度です。	申請書、住民票、連帯保証人の印鑑登録証明書、収支明細、貸付金状況表、振込先の通帳の写し、り災証明書（コピー可）等	区児童家庭課、健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
34	住まい・暮らし（応急対応）	民有地内の土砂等の回収	台風第19号の大雨による冠水により民有地内に堆積した土砂等については、市が回収いたします。	特になし	区道路公園センター、下水道事務所
35	住まい・暮らし（応急対応）	応急給水袋の配布	応急給水袋（10L）を無償にて配布します。	特になし	上下水道局各サービスセンター
36	住まい・暮らし（応急対応）	災害による市営住宅の一時入居	台風第19号により被災し、住宅に大きな被害を受け、居住が困難となった方に、市営住宅等公的住宅への一時避難の受入れを行います。	住民票、り災証明書（コピー可）、使用許可申請書	まちづくり局市営住宅管理課
37	住まい・暮らし（応急対応）	災害ごみの収集	台風第19号に伴い発生した片付ごみを収集します。	当面不要	各生活環境事業所
38	住まい・暮らし（給付・減免）	被災者住宅応急修理制度	被災者の住居を修理することにより、被災者が被害を受けた住宅での生活が可能となることを見込まれる場合に、市町村が被災者に代わって直接修理を行います。	住宅の応急修理申込書、住宅の被害状況に関する申出書、り災証明書（コピー可）、資力に係る申出書（住家被害が全壊、大規模半壊の場合（は不要）、住宅の応急修理指定業者願書（川崎市がお渡しする施工業者一覧にない業者に依頼する場合必要）	まちづくり局住宅整備推進課
39	企業・お勤めの方（給付・減免）	勤労者福祉共済（災害見舞金）	川崎市勤労者福祉共済の会員を対象に、火災・風水害その他の災害により全壊・半壊等の被害が発生した場合に見舞金を支給します。	川崎市勤労者福祉共済給付金請求書、り災証明書等	経済労働局労働雇用部
40	企業・お勤めの方（融資・貸付）	勤労者福祉共済（福祉資金の貸付）	川崎市勤労者福祉共済の会員を対象に、福祉資金の貸付を行います。	本人確認書類（免許書・健康保険証・源泉徴収票等）、資金の使途がわかるもの（見積書、契約書等）	中央労働金庫市内各支店
41	企業・お勤めの方（融資・貸付）	災害対策資金（川崎市中小企業融資制度）	火災・風水害等の被害を受けている中小企業者等の方を対象とした融資制度です。	り災証明書または市の認定書（資金により異なる）	経済産業局産業振興部金融課、中小企業溝口事務所
42	企業・お勤めの方（融資・貸付）	生活資金貸付（川崎市勤労者生活資金貸付制度）	市内の勤労者を対象に、耐久消費財の購入や住宅の増改築・修繕、医療費や冠婚葬祭費等の生活資金の貸付を行います。	本人確認書類（免許書・健康保険証・源泉徴収票等）、資金の使途がわかるもの（見積書、契約書等）	中央労働金庫市内各支店
43	その他（相談）	人権相談	さまざまな人権侵害や困りごと、心配ごとについての、国などによる相談・救済窓口です。	特になし	横浜地方法務局川崎支局
44	その他（相談）	弁護士相談・司法書士相談・行政書士相談	暮らしの中で生じるさまざまな疑問やトラブルの解決にむけて、区役所で相談窓口を設け、各種専門家・専門相談員がアドバイスを行います。	特になし	区まちづくり推進部地域振興課
45	その他（放送受信料の免除）	NHK放送受信料	床上浸水以上の程度の被害を受けた建物については、令和元年11月までの受診料を免除します。	放送受信料免除申請書、り災証明書	

この冊子は、この度の台風等によって被害に遭われた方が、本市や様々な関係機関等から提供される各種の支援メニューを有効に活用できるよう作成したものです。

なお、支援メニューは今後も拡充される可能性がありますので、追加の支援については、冊子の拡充を行っていきます。

また、市ホームページでも同様の情報を提供いたしますので、市トップページから、「台風 19 号関連情報特設ページ」をクリックしてください。

台風第 19 号によって被災された方へ

被災者支援の取組一覧

令和元年 10 月 25 日発行

川崎市

目次

	番号	制度名	支援の種類	ページ
一般（どなたでも受けられる可能性のあるもの）	1	国民健康保険証の再発行	応急対応	1
	2	国民年金手帳の再発行	応急対応	1
	3	医療機関等の窓口での支払いの免除（国民健康保険）	給付・減免	2
	4	市税（個人の市民税・県民税、固定資産税、都市計画税）の徴収猶予	給付・減免	2
	5	税関係証明書の交付手数料の免除	給付・減免	3
	6	国民健康保険料の減免	給付・減免	4
	7	国民年金保険料の免除	給付・減免	4
	8	市税（個人の市民税、固定資産税、都市計画税）の減免	給付・減免	5
	9	災害見舞金及び弔慰金	給付・減免	6
	10	災害弔慰金	給付・減免	7
	11	災害障害見舞金	給付・減免	7
	12	被災者生活再建支援制度	給付・減免	8
	13	住民票の写し等の交付手数料の免除	給付・減免	9
	14	災害援護資金	融資・貸付	10
	15	年金等担保貸付制度、労災年金担保貸付等	融資・貸付	11
	16	社会福祉協議会生活福祉資金制度による貸付【緊急小口資金・福祉費（災	融資・貸付	12
75歳以上の方・障害をお持ちの方	17	後期高齢者医療保険証の再発行	応急対応	13
	18	介護保険被保険者証の再発行	応急対応	13
	19	重度障害者医療証の提示不要	応急対応	13
	20	医療機関等の窓口での支払いの猶予（後期高齢者医療保険）	給付・減免	14
	21	介護サービス利用料の窓口での支払いの免除	給付・減免	14
	22	後期高齢者医療保険料の減免	給付・減免	15
	23	介護保険料の減免	給付・減免	15
	24	福祉年金等の支給停止解除	給付・減免	16

子ども・学校	25	小児医療証、ひとり親福祉医療証、小児ぜん息医療費受給証の提示不要	応急対応	17
	26	保育料の減免（認可保育園等）	給付・減免	17
	27	児童扶養手当等の特別措置	給付・減免	18
	28	児童手当の特別措置	給付・減免	19
	29	ひとり親家庭等医療費助成の特別措置	給付・減免	19
	30	特別児童扶養手当および特別障害者手当等の特別措置	給付・減免	20
	31	高等学校授業料等減免措置	給付・減免	20
	32	災害遺児等福祉手当	給付・減免	21
	33	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	融資・貸付	22
住まい・くらし	34	民有地内の土砂等の回収	応急対応	23
	35	応急給水袋の配布	応急対応	24
	36	市営住宅等公的住宅への一時避難受入	応急対応	24
	37	災害ごみの収集	給付・減免	24
	38	被災者住宅応急修理制度	給付・減免	25
企業・お勤めの方	39	勤労者福祉共済（見舞金）	給付・減免	26
	40	勤労者福祉共済（福祉資金の貸付）	融資・貸付	27
	41	災害対策資金（川崎市中小企業融資制度）	融資・貸付	28
	42	生活資金貸付（川崎市勤労者生活資金貸付制度）	融資・貸付	29
その他	43	人権相談	相談	30
	44	弁護士相談・司法書士相談・行政書士相談	相談	30
	45	N H K 放送受信料	放送受信料の免除	30

この冊子の配布等に関するお問い合わせは、各区の危機管理担当（下記）までお願いいたします。

なお、それぞれの支援に関するお問い合わせは、支援ごとの担当にお問合せください。

川崎区（044-201-3134）	幸区（044-556-6610）	宮前区（044-856-3137）
大師支所（044-271-0136）	中原区（044-744-3141）	多摩区（044-935-3135）
田島支所（044-322-1967）	高津区（044-861-3146）	麻生区（044-965-5115）

一般的な支援

1 制度名	国民健康保険証の再発行		
カテゴリ	一般	支援の種類	応急対応
支援内容	<p>○被保険者証がなくなってしまった場合、再発行します。</p> <p>○破れたり、汚れてしまった場合は、その被保険者証をお持ちください。</p> <p>※紛失・盗難の場合、被保険者証が不正使用されないかご心配な場合は、その被保険者証が無効であることを告示することができますので、併せてお申出ください。</p> <p>※再交付後、以前の被保険者証が見つかったときは、古い方の被保険者証をお返しくください。</p> <p>※ご本人様が顔写真付の本人確認書類をお持ちいただいた場合は、窓口交付が可能です。顔写真付の本人確認書類をお持ちでない場合は、本人確認のため、後日郵送にて被保険者証をお送りいたしますので、ご了承ください。</p> <p>※紛失されたご本人様と同一世帯のご家族以外の方が届出を行う場合は、委任状と、窓口にお越しいただいた方の本人確認書類が必要となります。</p>		
対象	川崎市国民健康保険に加入している方		
必要書類	顔写真付の本人確認書類（運転免許証、旅券等）、マイナンバーがわかるもの、印鑑		
所管	健康福祉局医療保険部保険年金課（044-200-2636）		
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係		
	川崎区（044-201-3151）	幸区（044-556-6620）	宮前区（044-856-3156）
	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3201）	多摩区（044-935-3164）
	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3174）	麻生区（044-965-5189）

2 制度名	国民年金手帳の再発行		
カテゴリ	一般	支援の種類	応急対応
支援内容	<p>○国民年金手帳がなくなってしまった場合、再発行します。</p> <p>○破れたり、汚れたりして再交付を受けたいときは、その手帳をお持ちください。</p> <p>※手帳は後日、郵送になります。至急必要な場合は、直接、年金事務所で手続きしてください。</p>		
対象	国民年金第1号被保険者の方		
必要書類	身分証明ができるもの（免許証、旅券等）、印鑑（本人の自署が可能な場合は必要なし）		
所管局	健康福祉局医療保険部保険年金課（044-200-2640）		
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係		
	川崎区（044-201-3155）	幸区（044-556-6621）	宮前区（044-856-3154）
	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3206）	多摩区（044-935-3165）
	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3176）	麻生区（044-965-5153）

3 制度名	医療機関等の窓口での支払いの免除（国民健康保険）		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免
支援内容	<p>災害救助法の適用市町村の住民の方で、国民健康保険に加入している場合、次の「対象となる方①～⑤」のいずれかに該当する方は、医療機関の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担について支払いが不要となります。（令和2年1月末まで）</p> <p>※保険証無しでも医療機関を受診できます。</p> <p>※後日、加入する保険者から確認が行われることがあります。</p> <p>※入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。</p>		
対象	<p>(1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方 ※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。</p> <p>(2) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われた方</p> <p>(3) 主たる生計維持者の行方が不明である方</p> <p>(4) 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方</p> <p>(5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p>		
必要書類	医療機関等の窓口では、特に必要なし※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要		
所管局	健康福祉局医療保険部保険年金課（044-200-2634）		
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係		
	川崎区（044-201-3151）	幸区（044-556-6620）	宮前区（044-856-3156）
	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3201）	多摩区（044-935-3164）
	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3174）	麻生区（044-965-5189）
	※国保以外の場合は加入している保険者へお問い合わせください。		

4 制度名	市税の徴収猶予		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免
支援内容	納税者が災害により被害を受けるなどして、市税を一時に納付することができない場合、申請することにより市税の徴収猶予が認められる場合があります。		
対象	災害により被害を受けるなどして、市税を一時に納付することができない方		
必要書類	り災証明書		
受付	お住まいの市税事務所までご相談ください。		
			納税（課・担当）
	かわさき市税事務所 ※川崎区・幸区		044-200-3890
	こすぎ市税分室 ※中原区		044-744-3225
	みぞのくち市税事務所 ※高津区・宮前区		044-820-6571
	しんゆり市税事務所 ※多摩区・麻生区		044-543-8982

5 制度名	税関係証明書の交付手数料の免除		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免
支援内容	災害等により、被災者が被災を原因とする各種支援制度などの手続きに必要とする、課税証明書など各種税証明書の交付手数料を免除します。 《対象となる証明書》 (1) 課税額証明書 (2) 非課税証明書 (3) 免除証明書 (4) 納税証明書 (5) 固定資産課税台帳記載事項証明書（評価・公課証明書）		
対象	震災・風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方		
必要書類	り災証明書、身分証明ができるもの、印鑑（本人の自署が可能な場合は必要なし）		
所管局	財政局税務部税制課（044-200-2197）		
受付	かわさき市税事務所市民税課（川崎区・幸区）044-200-3962 こすぎ市税分室市民税担当（中原区）044-744-3222 みぞのくち市税事務所市民税課（高津区・宮前区）044-820-6559 しんゆり市税事務所市民税課（多摩区・麻生区）044-543-8957 川崎区役所市税証明発行コーナー 幸区役所市税証明発行コーナー 高津区役所市税証明発行コーナー 宮前区役所市税証明発行コーナー 多摩区役所市税証明発行コーナー 麻生区役所市税証明発行コーナー 幸区役所日吉出張所 044-599-1121 高津区役所橘出張所 044-777-2355 宮前区役所向丘出張所 044-866-6461 多摩区役所生田出張所 044-712-3109 川崎行政サービスコーナー 044-244-1371 小杉行政サービスコーナー 044-722-8685 溝口行政サービスコーナー 044-814-7500 鷺沼行政サービスコーナー 044-852-8471 登戸行政サービスコーナー 044-933-3000 菅行政サービスコーナー 044-945-2730		

6 制度名	国民健康保険料の減免		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免
支援内容	納付義務者または国保加入者が災害等により保険料の支払いが困難となったとき、一定の基準に該当した世帯の保険料を減額または免除します。		
対象	<p>保険料減免の対象となる世帯は、次の（１）及び（２）のいずれも満たす世帯となります。</p> <p>（１）次のアまたはイの被災時に災害救助法の適用市町村に居住していた世帯</p> <p>ア 令和元年台風 15 号の影響による停電（千葉県 25 市 15 町 1 村）</p> <p>イ 令和元年台風 19 号に伴う災害（神奈川県を含む全国 13 都県）</p> <p>（２）被災により、次のいずれかに該当する世帯</p> <p>ア 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした世帯</p> <p>イ 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯</p> <p>ウ 主たる生計維持者が、失職または事業の休廃止をした世帯</p> <p>エ 住家が床上浸水または、床下浸水で著しい損傷を受けた世帯</p> <p>※個別の事情については、受付までご相談ください。</p>		
必要書類	り災証明書（コピー可）または被害を証明できる書類等、被保険者証、印鑑		
所管局	健康福祉局医療保険部保険年金課（044-200-2636）		
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係		
	川崎区（044-201-3151）	幸区（044-556-6620）	宮前区（044-856-3156）
	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3201）	多摩区（044-935-3164）
	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3174）	麻生区（044-965-5189）

7 制度名	国民年金保険料の免除		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免
支援内容	震災、風水害、火災その他これらに類する災害で大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請をして承認されると国民年金保険料の全額が免除されます。		
対象	震災・風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について被害金額がその価格のおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けた方		
必要書類	り災証明書（コピー可）、保険金・損害賠償金などの支給金額を確認できる証明書の写し等		
所管局	健康福祉局医療保険部保険年金課（044-200-2640）		
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係		
	川崎区（044-201-3155）	幸区（044-556-6621）	宮前区（044-856-3154）
	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3206）	多摩区（044-935-3165）
	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3176）	麻生区（044-965-5153）

8 制度名	市税（個人の市民税・県民税、固定資産税、都市計画税）の減免			
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免	
支援内容	<p>天災（震災、風水害など）等が発生し、市税を納めるに当たって困難な事情がある場合に、市税の減免を受けることができます。</p> <p>※個人の市民税・県民税については、前年の合計所得金額が1千万円を超える者を除く。</p>			
対象	床上浸水等の被害を受けた方			
必要書類	り災証明書			
受付	お住まいの市税事務所までご相談ください。			
		市民税（課・担当）	固定資産税・都市計画税（土地）	固定資産税・都市計画税（家屋・償却資産）
	かわさき市税事務所 ※川崎区・幸区	044-200-3882	044-200-3956	044-200-3958
	こすぎ市税分室 ※中原区	044-744-3231	044-744-3241	044-744-3245
	みぞのくち市税事務所 ※高津区・宮前区	044-820-6560	044-820-6565	044-820-6567
	しんゆり市税事務所 ※多摩区・麻生区	044-543-8958	044-543-8971	044-543-8973

9 制度名	災害見舞金及び弔慰金																													
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免																											
支援内容	<p>○火災、風水害、交通事故、労働災害その他の災害による被災者またはそのご遺族に対して、災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例に基づき、見舞金及び弔慰金を支給します。</p> <p>○災害見舞金及び弔慰金の支給額は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被災の種類</th> <th colspan="3">支給額</th> </tr> <tr> <th>2人以上の世帯</th> <th>単身世帯</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼・全壊・流失</td> <td>5万円</td> <td>3万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>半焼・半壊</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>1万円</td> <td>5千円</td> <td>生活保護世帯は2千円を加算</td> </tr> <tr> <td>死亡者</td> <td colspan="3">1人10万円</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td colspan="3">1人5万円</td> </tr> </tbody> </table>			被災の種類	支給額			2人以上の世帯	単身世帯	備考	全焼・全壊・流失	5万円	3万円		半焼・半壊	3万円	2万円		床上浸水	1万円	5千円	生活保護世帯は2千円を加算	死亡者	1人10万円			重傷者	1人5万円		
被災の種類	支給額																													
	2人以上の世帯	単身世帯	備考																											
全焼・全壊・流失	5万円	3万円																												
半焼・半壊	3万円	2万円																												
床上浸水	1万円	5千円	生活保護世帯は2千円を加算																											
死亡者	1人10万円																													
重傷者	1人5万円																													
対象	<p>(1) 市内において、火災、風水害その他異常な災害により被災したとき</p> <p>(2) 市内に居住する者が交通事故により死亡したとき</p> <p>(3) 労働基準法または労働者災害補償保険法の適用を受ける災害で、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア 市内の事業所で労働者が業務上の事由により死亡したとき</p> <p>イ 市内に居住する労働者が市外の事業所で業務上の事由により死亡したとき</p>																													
必要書類	各区地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課にお問い合わせください。																													
所管局	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（044-200-2628）																													
受付	地域みまもり支援センター地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課																													
	川崎区（044-201-3228）	幸区（044-556-6643）	宮前区（044-856-3281）																											
	大師支所（044-271-0148）	中原区（044-744-3252）	多摩区（044-935-3295）																											
	田島支所（044-322-1981）	高津区（044-861-3302）	麻生区（044-965-5156）																											

10 制度名	災害弔慰金						
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免				
支援内容	災害により死亡された方のご遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり災害弔慰金を支給します。 <table border="1" data-bbox="300 360 1445 421"> <tr> <td>生計維持者が死亡した場合</td> <td>500万円</td> <td>その他の者が死亡した場合</td> <td>250万円</td> </tr> </table>			生計維持者が死亡した場合	500万円	その他の者が死亡した場合	250万円
生計維持者が死亡した場合	500万円	その他の者が死亡した場合	250万円				
対象	災害により死亡された方のご遺族のうち、死亡した方の ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖母 ⑥兄弟姉妹のうち、いずれかおひとり						
必要書類	健康福祉局地域包括ケア推進室にお問い合わせください。						
受付	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（044-200-2628）						

11 制度名	災害障害見舞金						
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免				
支援内容	災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり災害障害見舞金を支給します。 <table border="1" data-bbox="300 1012 1445 1104"> <tr> <td>生計維持者が重度の障害を受けた場合</td> <td>250万円</td> <td>その他の者が重度の障害を受けた場合</td> <td>125万円</td> </tr> </table>			生計維持者が重度の障害を受けた場合	250万円	その他の者が重度の障害を受けた場合	125万円
生計維持者が重度の障害を受けた場合	250万円	その他の者が重度の障害を受けた場合	125万円				
対象	災害により以下のような重い障害を受けた方です。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼が失明した人 (2) 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った人 (6) 両上肢の用を全廃した人 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った人 (8) 両下肢の用を全廃した人 (9) 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 						
必要書類	災害障害見舞金診断書（第1号様式）等						
受付	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（044-200-2628）						

12 制度名	被災者生活再建支援制度																		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免																
支援内容	<p>○被災者生活再建支援法に基づき、災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p><この制度が適用になるかどうかについては、神奈川県からお知らせ（公示）がありますので、申請に関する詳細は調整中です。></p> <p>○支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。</p> <p>※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の4分の3の額となります。</p> <p>(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃貸（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>※所得制限や使途制限はありません。</p>			住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊																
支給額	100万円	100万円	50万円																
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																
対象	<p>以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <p>(1) 住宅が全壊した世帯</p> <p>(2) 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(3) 住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊）</p> <p>※被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き地、別荘、他人に貸している物件等は対象になりません。台風第19号については、長期避難の該当はありません。</p>																		
必要書類	<p>り災証明書、住民票、預金通帳の写し等（申請の内容に応じた書類が必要になる場合があります。）</p> <p>公益財団法人都道府県センターパンフレット</p> <p>https://www.tkai.jp/Portals/0/pdf/reconstruction/2019_5_pamph.pdf</p> <p>被災者生活再建支援金支給申請書</p> <p>https://www.tkai.jp/Portals/0/pdf/reconstruction/2019_5_sinsei.pdf</p>																		
所管局	健康福祉局総務部庶務課（044-200-0434）																		
受付	<p>○川崎市役所地域ケア推進課（044-201-3228）</p> <p>大師地区健康福祉ステーション保護課（044-271-0148）</p> <p>田島地区健康福祉ステーション保護課（044-322-1981）</p> <p>幸区役所地域ケア推進課（044-556-6643）</p> <p>中原区役所地域ケア推進課（044-744-3252）</p> <p>高津区役所地域ケア推進課（044-861-3302）</p> <p>宮前区役所地域ケア推進課（044-856-3254）</p> <p>多摩区役所地域ケア推進課（044-935-3295）</p> <p>麻生区役所地域ケア推進課（044-965-5156）</p>																		

13 制度名	住民票の写し等の交付手数料の免除		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免
支援内容	<p>災害等により、被災者が被災を原因とする各種支援制度などの手続きに必要とする、住民票の写しなど各種証明書の交付手数料を免除します。</p> <p>《対象となる証明書》</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民票の写し（広域交付・除票を含む） (2) 住民票記載事項証明書 (3) 印鑑登録証明書 (4) 戸籍謄（抄）本及び戸籍（全部・個人）事項証明書 (5) 除籍謄（抄）本及び除籍（全部・個人）事項証明書 (6) 戸籍記載事項証明書及び戸籍の一部事項証明書 (7) 除籍記載事項証明書及び除籍の一部事項証明書 (8) 戸籍届出記載事項証明書 (9) 戸籍の附票の写し（除附票を含む） (10) 身分証明書 (11) 不在住証明書 (12) 不在籍証明書 		
対象	震災・風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方		
必要書類	り災証明書、身分証明ができるもの、印鑑（本人の自署が可能な場合は必要なし）		
所管局	市民文化局戸籍住民サービス課（044-200-2259）		
受付	川崎区役所区民課 044-201-3129 大師支所区民センター 044-271-0138 田島支所区民センター 044-322-1969 幸区役所区民課 044-556-6711 幸区役所日吉出張所 044-599-1121 中原区役所区民課 044-744-3108 高津区役所区民課 044-861-3167 高津区役所橋出張所 044-777-2355 宮前区役所区民課 044-856-3197 宮前区役所向丘出張所 044-866-6461 多摩区役所区民課 044-935-3214 多摩区役所生田出張所 044-712-3109 麻生区役所区民課 044-965-5212 川崎行政サービスコーナー 044-244-1371 小杉行政サービスコーナー 044-722-8685 溝口行政サービスコーナー 044-814-7500 鷺沼行政サービスコーナー 044-852-8471 登戸行政サービスコーナー 044-933-3000 菅行政サービスコーナー 044-945-2730 郵送請求事務センター 044-987-6111		

14 制度名	災害援護資金																																
カテゴリ	一般	支援の種類	融資・貸付																														
支援内容	<p>○災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。</p> <p>○貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">貸付限度額</td> <td colspan="2">(1) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 世帯主の1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊(エの場合を除く)</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失または流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td colspan="2">無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td colspan="2">3年以内(特別の場合5年)</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">10年以内(据置期間を含む)</td> </tr> </table>			貸付限度額	(1) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	(2) 世帯主の1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円	エ 住居の全体の滅失または流失	350万円	貸付利率	無利子		据置期間	3年以内(特別の場合5年)		償還期間	10年以内(据置期間を含む)	
貸付限度額	(1) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																
	ア 当該負傷のみ	150万円																															
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																															
	ウ 住居の半壊	270万円																															
	エ 住居の全壊	350万円																															
	(2) 世帯主の1か月以上の負傷がない場合																																
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円																															
	イ 住居の半壊	170万円																															
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円																															
	エ 住居の全体の滅失または流失	350万円																															
貸付利率	無利子																																
据置期間	3年以内(特別の場合5年)																																
償還期間	10年以内(据置期間を含む)																																
対象	<p>○以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <p>(1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上</p> <p>(2) 家財の3分の1以上の損害</p> <p>(3) 住居の半壊または全壊・流出</p> <p>○所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ただし、住居が焼失した場合は1,270万円とします。</td> </tr> </tbody> </table>			世帯人員	市町村税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	ただし、住居が焼失した場合は1,270万円とします。																	
世帯人員	市町村税における前年の総所得金額																																
1人	220万円																																
2人	430万円																																
3人	620万円																																
4人	730万円																																
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																																
ただし、住居が焼失した場合は1,270万円とします。																																	
必要書類	災害援護資金借入申込書(第2号様式)、り災証明書(コピー可)、世帯員全員の記載された住民票、世帯全員の平成30年分の市・県民税課税証明書(生活保護受給世帯にあたっては、被保護証明書)、世帯主に1か月以上の負傷がある場合においては、療養見込期間を記載した医師の診断書等																																
所管局	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当(044-200-2628)																																
受付	地域みまもり支援センター地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課 <table border="1"> <tr> <td>川崎区(044-201-3228)</td> <td>幸区(044-556-6643)</td> <td>宮前区(044-856-3281)</td> </tr> <tr> <td>大師支所(044-271-0148)</td> <td>中原区(044-744-3252)</td> <td>多摩区(044-935-3295)</td> </tr> <tr> <td>田島支所(044-322-1981)</td> <td>高津区(044-861-3302)</td> <td>麻生区(044-965-5156)</td> </tr> </table>			川崎区(044-201-3228)	幸区(044-556-6643)	宮前区(044-856-3281)	大師支所(044-271-0148)	中原区(044-744-3252)	多摩区(044-935-3295)	田島支所(044-322-1981)	高津区(044-861-3302)	麻生区(044-965-5156)																					
川崎区(044-201-3228)	幸区(044-556-6643)	宮前区(044-856-3281)																															
大師支所(044-271-0148)	中原区(044-744-3252)	多摩区(044-935-3295)																															
田島支所(044-322-1981)	高津区(044-861-3302)	麻生区(044-965-5156)																															

15 制度名	年金等担保貸付制度、労災年金担保貸付等								
カテゴリ	一般	支援の種類	融資・貸付						
支援内容	<p>○国民年金、厚生年金保険または労働者災害補償保険の年金を担保として、保健・医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭、生活必需物品の購入などの支出のために、一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。</p> <p>○融資の条件などは次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>融資額</td> <td> <p>次の3つの要件を満たす額の範囲内とします。</p> <p>①10万円～200万円の範囲内（※1万円単位 ただし資金用途が「生活必需物品の購入」の場合は、10万円～80万円の範囲内となります。）</p> <p>②受給している年金の0.8倍以内（※年額 所得税額に相当する額を除く）</p> <p>③1回あたりの定額返済額の15倍以内（ご融資額の元金相当額を概ね2年6カ月以内でご返済していただくこととなります。）</p> </td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td> <p>連帯保証人が必要となります。</p> <p>なお、信用保証機関による信用保証制度（保証料が必要）を利用する方法もあります（公益財団法人年金融資福祉サービス協会が保証します）。</p> </td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td> <p>最新の貸付利率はお申し込みの金融機関でご確認ください。</p> <p>※なお、福祉医療機構のホームページにも最新の貸付比率を掲載しています。</p> </td> </tr> </table>			融資額	<p>次の3つの要件を満たす額の範囲内とします。</p> <p>①10万円～200万円の範囲内（※1万円単位 ただし資金用途が「生活必需物品の購入」の場合は、10万円～80万円の範囲内となります。）</p> <p>②受給している年金の0.8倍以内（※年額 所得税額に相当する額を除く）</p> <p>③1回あたりの定額返済額の15倍以内（ご融資額の元金相当額を概ね2年6カ月以内でご返済していただくこととなります。）</p>	保証人	<p>連帯保証人が必要となります。</p> <p>なお、信用保証機関による信用保証制度（保証料が必要）を利用する方法もあります（公益財団法人年金融資福祉サービス協会が保証します）。</p>	利率	<p>最新の貸付利率はお申し込みの金融機関でご確認ください。</p> <p>※なお、福祉医療機構のホームページにも最新の貸付比率を掲載しています。</p>
融資額	<p>次の3つの要件を満たす額の範囲内とします。</p> <p>①10万円～200万円の範囲内（※1万円単位 ただし資金用途が「生活必需物品の購入」の場合は、10万円～80万円の範囲内となります。）</p> <p>②受給している年金の0.8倍以内（※年額 所得税額に相当する額を除く）</p> <p>③1回あたりの定額返済額の15倍以内（ご融資額の元金相当額を概ね2年6カ月以内でご返済していただくこととなります。）</p>								
保証人	<p>連帯保証人が必要となります。</p> <p>なお、信用保証機関による信用保証制度（保証料が必要）を利用する方法もあります（公益財団法人年金融資福祉サービス協会が保証します）。</p>								
利率	<p>最新の貸付利率はお申し込みの金融機関でご確認ください。</p> <p>※なお、福祉医療機構のホームページにも最新の貸付比率を掲載しています。</p>								
対象	<p>次の年金証書をお持ちで、現在その年金を受給している方がご利用いただけます。</p> <p>(1) 国民年金・厚生年金保険年金証書</p> <p>(2) 国民年金証書</p> <p>(3) 厚生年金保険年金証書</p> <p>(4) 船員保険年金証書</p> <p>※厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金から支払われる年金は、融資の対象とはなりません。</p> <p>※高齢福祉年金や特別障害給付金は、融資の対象となりません。</p> <p>(5) 労働者災害補償保険年金証書</p> <p>※石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金は、融資の対象となりません。</p>								
必要書類	独立行政法人福祉医療機構年金貸付課までお問い合わせください。								
受付	独立行政法人福祉医療機構 年金貸付課 (03-3438-0224)								

16 制度名 社会福祉協議会生活福祉資金制度による貸付【緊急小口資金・福祉費（災害援護資金）】																
カテゴリ	一般 支援の種類 融資・貸付															
支援内容	<p>○生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。</p> <p>○生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費）」について貸付があります。</p> <p>○それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>貸付の種類</th> <th>緊急小口資金</th> <th>福祉費（災害援護資金）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円以内</td> <td>150万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から2月以内</td> <td>貸付けの日から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後12月以内</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※このほか生活福祉資金には、教育支援資金、福祉資金、総合支援資金などがあります。 詳細は、各区社会福祉協議会に御確認ください。</p>	貸付の種類	緊急小口資金	福祉費（災害援護資金）	貸付限度額	10万円以内	150万円（目安）	貸付利率	無利子	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から2月以内	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後12月以内	据置期間経過後7年以内（目安）
貸付の種類	緊急小口資金	福祉費（災害援護資金）														
貸付限度額	10万円以内	150万円（目安）														
貸付利率	無利子	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%														
据置期間	貸付けの日から2月以内	貸付けの日から6月以内														
償還期間	据置期間経過後12月以内	据置期間経過後7年以内（目安）														
対象	<p>○低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯</p> <p>○災害救護資金については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外となります。</p>															
必要書類	各区社会福祉協議会にお問い合わせください。															
所管局	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（044-200-2626）															
受付	各区社会福祉協議会															

ご高齢の方・障害等をお持ちの方

17 制度名	後期高齢者医療保険証の再発行		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	応急対応
支援内容	<p>○被保険者証がなくなってしまった場合、再発行します。</p> <p>○破れたり、汚れてしまった場合は、その被保険者証をお持ちください。 ※ご本人様が窓口にお越しいただいた場合は窓口で交付いたします。 「身分確認できるもの」が不十分な場合や、窓口にお越しいただいた方が代理人の場合は、簡易書留でお送りいたしますので御了承ください。</p>		
対象	川崎市にお住まいの神奈川県後期高齢者医療保険に加入されている方		
必要書類	顔写真付の本人確認書類（運転免許証、旅券等）、マイナンバーがわかるもの、印鑑		
所管局	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課（044-200-2655）		
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係		
	川崎区（044-201-3154）	幸区（044-556-6721）	宮前区（044-856-3159）
	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3204）	多摩区（044-935-3161）
	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3175）	麻生区（044-965-5188）

18 制度名	介護保険被保険者証の再発行		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	応急対応
支援内容	被保険者証の交付を受けている方は、災害によって当該被保険者証を失ったり、汚すなどしたときに、申請書を市町村に提出することで、再発行を受けることができます。		
対象	介護保険被保険者証を破り、汚し、または失った方		
必要書類	身分証明書（医療保険被保険者証、運転免許証等）、被保険者証（汚損・破損の場合）		
所管局	健康福祉局長寿社会部介護保険課（044-200-2691）		
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係		
	川崎区（044-201-3154）	幸区（044-556-6721）	宮前区（044-856-3159）
	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3204）	多摩区（044-935-3161）
	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3175）	麻生区（044-965-5188）

19 制度名	重度障害者医療証の提示不要		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	応急対応
支援内容	災害に伴い、医療証の紛失や、医療証を家庭に残したまま避難している等の理由で医療証を提示できない場合には、氏名・生年月日・連絡先・住所等を申し立てることにより、医療証を持参した場合と同様に受診することができる。		
所管局	健康福祉局長寿・福祉医療課（044-200-2696）		

20 制度名	医療機関等の窓口での支払いの免除（後期高齢者医療保険）		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	給付・減免
支援内容	<p>災害救助法の適用市町村の住民の方で、後期高齢者医療保険に加入している場合、次の「対象となる方①～⑤」のいずれかに該当する方は、医療機関等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担について支払いが不要となります。（令和2年1月末まで）</p> <p>※保険証無しでも医療機関等を受診できます。※後日、加入する保険者から確認が行われることがあります。※入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。</p>		
対象	<p>(1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方 ※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。</p> <p>(2) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われた方</p> <p>(3) 主たる生計維持者の行方が不明である方</p> <p>(4) 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方</p> <p>(5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p>		
必要書類	医療機関等の窓口では、特に必要なし※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要になる場合があります。		
所管局	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課（044-200-2655）		
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係		
	川崎区（044-201-3154）	幸区（044-556-6721）	宮前区（044-856-3159）
	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3204）	多摩区（044-935-3161）
	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3175）	麻生区（044-965-5188）

21 制度名	介護サービス利用料の窓口での支払いの免除		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	給付・減免
支援内容	<p>災害救助法の適用市町村の住民の方で、下記の対象の（1）～（5）のいずれかに該当する方は、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、介護サービス利用料について支払いが不要となります。（令和2年1月末まで）</p> <p>※施設に入所されている方の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。</p>		
対象	<p>(1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方 ※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。</p> <p>(2) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われた方</p> <p>(3) 主たる生計維持者の行方が不明である方</p> <p>(4) 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方</p> <p>(5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p>		
必要書類	医療機関等の窓口では、特に必要なし※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要になる場合があります。		
所管局	健康福祉局長寿社会部介護保険課（044-200-0447）		
受付	みまもり支援センター高齢・障害課、健康福祉ステーション介護認定給付担当		
	川崎区（044-201-3282）	幸区（044-556-6689）	宮前区（044-856-3238）
	大師支所（044-271-0152）	中原区（044-744-3136）	多摩区（044-935-3187）
	田島支所（044-322-1990）	高津区（044-861-3269）	麻生区（044-965-5146）

22 制度名	後期高齢者医療保険料の減免		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	給付・減免
支援内容	被保険者またはその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、保険料を支払うことが困難であると認められる方に対し、保険料を減免します。		
対象	現住する住宅について半焼、半壊、床上浸水と同等もしくはそれ以上の損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合		
必要書類	り災証明書（コピー可）、本人確認書類、印鑑		
所管局	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課（044-200-2655）		
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係		
	川崎区（044-201-3154）	幸区（044-556-6721）	宮前区（044-856-3159）
	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3204）	多摩区（044-935-3161）
	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3175）	麻生区（044-965-5188）

23 制度名	介護保険料の減免		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	給付・減免
支援内容	第1号被保険者またはその属する世帯の生計を維持する方が、震災、風水害、火災その他により、住宅、家財、またはその他財産について著しい損害を受けたことにより、保険料を納付することができない場合、納付義務者からの申請により、保険料を減免することができます。		
対象	震災、風水害、火災その他により、住宅、家財、またはその他財産について著しい損害を受けたことにより、保険料を納付することができない方		
必要書類	り災証明書等の災害の事実及び被害割合を証する書類（コピー可）、本人確認書類		
所管局	健康福祉局長寿社会部介護保険課（044-200-2691）		
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係		
	川崎区（044-201-3154）	幸区（044-556-6721）	宮前区（044-856-3159）
	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3204）	多摩区（044-935-3161）
	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3175）	麻生区（044-965-5188）

24 制度名	福祉年金等の支給停止解除														
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	給付・減免												
支援内容	所得制限により支給停止となっている福祉年金等の受給権者が被災された場合、被害金額が財産価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたときには、支給停止が解除されます。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>福祉年金等の種類</th> <th colspan="2">支給停止の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老齢福祉年金</td> <td colspan="2">受給権者本人・配偶者・扶養義務者に基準を超える所得があるとき</td> </tr> <tr> <td>20歳前に初診のある障害基礎年金</td> <td colspan="2">受給権者本人に基準を超える所得があるとき</td> </tr> <tr> <td>特別障害給付金</td> <td colspan="2">受給資格者本人に基準を超える所得があるとき</td> </tr> </tbody> </table>			福祉年金等の種類	支給停止の要件		老齢福祉年金	受給権者本人・配偶者・扶養義務者に基準を超える所得があるとき		20歳前に初診のある障害基礎年金	受給権者本人に基準を超える所得があるとき		特別障害給付金	受給資格者本人に基準を超える所得があるとき	
福祉年金等の種類	支給停止の要件														
老齢福祉年金	受給権者本人・配偶者・扶養義務者に基準を超える所得があるとき														
20歳前に初診のある障害基礎年金	受給権者本人に基準を超える所得があるとき														
特別障害給付金	受給資格者本人に基準を超える所得があるとき														
対象	所得制限により福祉年金等の支給が停止中であり、本人・配偶者等が被災し、被害金額について財産価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた方														
必要書類	り災証明書（コピー不可）、保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書等の写し														
所管局	健康福祉局医療保険部保険年金課（044-200-2640）														
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係														
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>川崎区（044-201-3155）</td> <td>幸区（044-556-6621）</td> <td>宮前区（044-856-3154）</td> </tr> <tr> <td>大師支所（044-271-0159）</td> <td>中原区（044-744-3206）</td> <td>多摩区（044-935-3165）</td> </tr> <tr> <td>田島支所（044-322-1987）</td> <td>高津区（044-861-3176）</td> <td>麻生区（044-965-5153）</td> </tr> </tbody> </table>			川崎区（044-201-3155）	幸区（044-556-6621）	宮前区（044-856-3154）	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3206）	多摩区（044-935-3165）	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3176）	麻生区（044-965-5153）			
川崎区（044-201-3155）	幸区（044-556-6621）	宮前区（044-856-3154）													
大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3206）	多摩区（044-935-3165）													
田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3176）	麻生区（044-965-5153）													

子ども・学校

25 制度名	小児医療証、ひとり親福祉医療証、小児ぜん息医療費受給証の提示不要		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	応急対応
支援内容	災害に伴い、医療証の紛失や、医療証を家庭に残したまま避難している等の理由で医療証を提示できない場合には、氏名・生年月日・連絡先・住所等を申し立てることにより、医療証を持参した場合と同様に受診することができる。		
所管局	こども未来局こども家庭課（044-200-2695）		

26 制度名	保育料の減免（認可保育所等）		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免
支援内容	災害等で、保育料を納めるに当たって困難な事情がある場合に、状況に応じて認可保育所、認定こども園、地域型保育事業に係る保育料の減免を受けることができます。		
対象	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用している児童の保護者で、床上浸水等の被害を受けた方		
必要書類	り災証明書、本人確認書類、印鑑		
所管	こども未来局子育て推進部保育課（044-200-3727）		
受付	地域みまもり支援センター児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当		
	川崎区（044-201-3219）	幸区（044-556-6688）	宮前区（044-856-3258）
	大師支所（044-271-0150）	中原区（044-744-3263）	多摩区（044-935-3291）
	田島支所（044-322-1999）	高津区（044-861-3250）	麻生区（044-965-5158）

27 制度名	児童扶養手当等の特別措置		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免
支援内容	被災者に対する児童扶養手当（ひとり親家庭等に対する手当）について、所得制限および認定請求等が出来ない方に対する支給開始時期の特例措置を講じます。		
対象	<p>○これから児童扶養手当の認定請求等をする方</p> <p>○児童扶養手当を受給している方、または所得制限等で支給が停止中の方、かつ、本人・扶養義務者等が被災し、被害金額について財産価格の概ね2分の1以上の損害を受けた方</p>		
必要書類	<p>(1) 請求者と対象児童の戸籍謄本</p> <p>(2) 振込を希望する口座（普通口座に限る）の預金通帳</p> <p>(3) 請求者のマイナンバーを確認できる書類</p> <p>(4) 身元確認書類《1点でよいもの》マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等 《2点必要なもの》戸籍謄本、健康保険証、年金手帳、生活保護費保護証明書</p> <p>(5) り災証明書（コピー可）</p> <p>※状況により追加書類が必要となる場合がありますので、担当部署までお問い合わせください。</p>		
所管局	こども未来局こども家庭課（044-200-2709）		
受付	地域みまもり支援センター児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当		
	川崎区（044-201-3219）	幸区（044-556-6688）	宮前区（044-856-3258）
	大師支所（044-271-0150）	中原区（044-744-3263）	多摩区（044-935-3297）
	田島支所（044-322-1999）	高津区（044-861-3250）	麻生区（044-965-5158）

28 制度名	児童手当の特別措置		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免
支援内容	被災者に対する児童手当について、認定請求等ができない方に対する支給開始時期の特例及び添付書類省略の特例措置を講じます。		
対象	これから児童手当の認定請求等をする方		
必要書類	(1) 請求者の印鑑 (2) 振込を希望する請求者名義の金融機関の預金通帳 (3) 請求者のマイナンバーを確認できる書類 (4) 身元確認書類《1点でよいもの》マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等 《2点必要なもの》戸籍謄本、健康保険証、年金手帳、生活保護費保護証明書 (5) 請求者本人が厚生年金に加入している場合は、健康保険証の写しまたは年金加入証明書 ※状況により追加書類が必要となる場合がありますので、担当部署までお問い合わせください。		
所管局	こども未来局こども家庭課 (044-200-2674)		
受付	区民サービス部区民課住民記録第2係、支所区民センター住民記録・児童手当・就学担当		
	川崎区 (044-201-3141)	幸区 (044-556-6615)	宮前区 (044-856-3141)
	大師支所 (044-271-0138)	中原区 (044-744-3172)	多摩区 (044-935-3152)
	田島支所 (044-322-1969)	高津区 (044-861-3161)	麻生区 (044-965-5121)

29 制度名	ひとり親家庭等医療費助成の特別措置		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免
支援内容	被災者に対するひとり親家庭等医療費助成について、所得制限の特例措置（被災月から翌年12月までの所得制限の適用外）を講じます。		
対象	ひとり親家庭等医療費助成について、所得制限で資格喪失中の方または所得制限を理由に未申請の方で、本人・扶養義務者等が被災し、被害金額（保険金額等により補充された金額を除く）が財産価格の概ね2分の1以上の損害を受けた方		
必要書類	(1) 被災証明書等、被災の状況が分かるもの (2) 健康保険証 (3) 印鑑（朱肉を使うもの） (4) 申請者と児童の戸籍謄本 (5) マイナンバーの確認に必要な書類（番号確認書類と身元確認書類） (6) 所得情報の照会に関する同意書（同居の親族等がいる場合のみ） ※状況により追加書類が必要となる場合がありますので、担当部署までお問い合わせください。		
所管局	こども未来局こども家庭課 (044-200-2695)		
受付	区民サービス部保険年金課国保給付・医療費助成係、支所区民センター保険年金係		
	川崎区 (044-201-3277)	幸区 (044-556-6722)	宮前区 (044-856-3275)
	大師支所 (044-271-0159)	中原区 (044-744-3202)	多摩区 (044-935-3231)
	田島支所 (044-322-1987)	高津区 (044-861-3178)	麻生区 (044-965-5264)

30 制度名	特別児童扶養手当および特別障害者手当等の特別措置		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免
支援内容	被災者に対する特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限、認定請求等ができない方への支給開始時期の特例措置を講じます。		
対象	障害者・児のいる世帯（障害要件による制限あり）		
必要書類	<p>《所得制限に係る特例措置》</p> <p>①被災状況証書【各手当により様式が一部異なります。】</p> <p>②被災状況のわかる書類【り災証明等（コピー可）】</p> <p>《認定請求に係る特例措置》</p> <p>①災害その他やむを得ない理由により認定請求ができなかったことが証明できる書類【り災証明等（コピー可）】</p> <p>②その他認定請求に必要な書類（振込口座が分かるもの等）</p> <p>※認定請求については、申請後障害状態に基づき、支給可否の審査を行います。</p>		
所管局	健康福祉局障害福祉課（044-200-2653）		
受付	みまもり支援センター高齢・障害課、健康福祉ステーション高齢・障害担当		
	川崎区（044-201-3215）	幸区（044-556-6654）	宮前区（044-856-3304）
	大師支所（044-271-0162）	中原区（044-744-3382）	多摩区（044-935-3302）
	田島支所（044-322-1984）	高津区（044-861-3252）	麻生区（044-965-5159）

31 制度名	高等学校授業料等減免措置		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免
支援内容	<p>○市立高等学校の入学選考料、入学料、授業料及び市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の免除を受けることができます。</p> <p>《手続き》</p> <p>①授業料等減額申請書に、申請の理由を証明する書類を添付し、校長を経由して、教育委員会へ提出する。</p> <p>②教育委員会が許可を決定し、許可された場合には、授業料等免除許可書が教育委員会から校長経由で交付されます。</p> <p>○期間：6月以内 ※この期間を超えて減免を受けようとする場合は、改めて教育委員会の許可を受ける必要があります。</p>		
対象	災害により生活に困窮していると認められる保護者が対象です		
必要書類	り災証明書（コピー可）、生活困窮の証明（非課税証明書または国民年金及び国民健康保険料の免除・減免を証明する通知書等）		
受付	教育委員会事務局総務部学事課（044-200-3285）		

32 制度名	災害遺児等福祉手当											
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免									
支援内容	<p>○災害により、18歳未満の児童と同一生計を営む父または母等が、死亡または重度の障害（身体障害者1級または2級の方）を有することになった場合に、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、その児童を扶養している保護者の方へ手当を支給する制度です。</p> <p>○手当額 児童1人につき月額3,000円 ※年2回、受給者名義の口座に振込</p>											
対象	対象となる児童を扶養している保護者の方											
必要書類	<p>(1) 災害であることを明らかにする書類（り災証明書または自動車安全運転センター事務所長、労働基準監督署長等の発行する証明書等） ※ご用意できない場合は、担当部署までお問い合わせください。</p> <p>(2) 検案書もしくは医師の死亡診断書または身体障害者手帳の写し</p> <p>(3) 戸籍謄本</p> <p>(4) 世帯全員の住民票の写し</p> <p>(5) 受給者名義の口座がわかるもの（通帳など）</p>											
所管局	こども未来局こども家庭課（044-200-2674）											
受付	区民サービス部区民課住民記録第2係、支所区民センター <table border="1" data-bbox="300 981 1444 1124"> <tr> <td>川崎区（044-201-3141）</td> <td>幸区（044-556-6615）</td> <td>宮前区（044-856-3141）</td> </tr> <tr> <td>大師支所（044-271-0138）</td> <td>中原区（044-744-3172）</td> <td>多摩区（044-935-3152）</td> </tr> <tr> <td>田島支所（044-322-1969）</td> <td>高津区（044-861-3161）</td> <td>麻生区（044-965-5121）</td> </tr> </table>			川崎区（044-201-3141）	幸区（044-556-6615）	宮前区（044-856-3141）	大師支所（044-271-0138）	中原区（044-744-3172）	多摩区（044-935-3152）	田島支所（044-322-1969）	高津区（044-861-3161）	麻生区（044-965-5121）
川崎区（044-201-3141）	幸区（044-556-6615）	宮前区（044-856-3141）										
大師支所（044-271-0138）	中原区（044-744-3172）	多摩区（044-935-3152）										
田島支所（044-322-1969）	高津区（044-861-3161）	麻生区（044-965-5121）										

33 制度名	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度										
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	融資・貸付								
支援内容	<p>○母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦を対象とした貸付制度で、災害などにより住宅が全壊した場合や、一時的に生活困窮になった場合にも次の資金について申請が可能です。</p> <table border="1"> <tr> <td>資金の種類</td> <td>住宅資金</td> <td>転宅資金</td> <td>生活資金</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>200万円</td> <td>26万円</td> <td>10.5万円（月額）</td> </tr> </table> <p>○既に本資金を利用している場合の償還猶予申請について 現在、母子父子寡婦福祉資金貸付金を償還（返済）している方またはこれから償還が始まる方で、災害により償還が困難な方は、猶予申請をすることができます。（猶予期間最大1年以内） ※貸付にあたっては、書面による審査があります。詳しくは各区の窓口にご確認ください。</p>			資金の種類	住宅資金	転宅資金	生活資金	貸付限度額	200万円	26万円	10.5万円（月額）
資金の種類	住宅資金	転宅資金	生活資金								
貸付限度額	200万円	26万円	10.5万円（月額）								
対象	<p>○配偶者のない男子、女子または寡婦で現に児童（20歳未満）を扶養している方</p> <p>○配偶者のない男子、女子または寡婦に扶養されている児童（その児童の修学のための資金に限る）</p> <p>○寡婦（かつて児童を扶養していた方） ※災害により生活状況が著しく切迫した場合は所得制限なし。</p>										
必要書類	<p>(1) 申請書</p> <p>(2) 借受人・連帯保証人の世帯全員にかかる住民票（本籍、続柄の省略がないもので、個人番号が省略されたもの）</p> <p>(3) 連帯保証人の印鑑登録証明書</p> <p>(4) 収支明細（市指定様式）</p> <p>(5) 貸付金状況表（市指定様式）</p> <p>(6) 振込先の通帳の写し</p> <p>(7) り災証明書（コピー可）※資金の種類により省略可</p> <p>(8) その他、申請者の状況や申請する資金に応じた必要書類</p> <p>※その他必要書類については、各区の受付窓口での相談後に御案内します。 まずは、受付窓口へ事前連絡のうえ、相談にお越しくください。</p>										
所管局	こども未来局こども家庭課（044-200-2672）										
受付	地域みまもり支援センター児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当										
	川崎区（044-201-3219）	幸区（044-556-6688）	宮前区（044-856-3258）								
	大師支所（044-271-0150）	中原区（044-744-3263）	多摩区（044-935-3297）								
	田島支所（044-322-1999）	高津区（044-861-3250）	麻生区（044-965-5158）								

34 制度名	民有地内の土砂等の回収																																									
カテゴリ	住まい・生活	支援の種類	応急対応																																							
支援内容	<p>台風第 19 号の大雨による冠水により民有地内に堆積した土砂等について市が回収します。</p> <p>《対象》</p> <p>台風第 19 号に伴う冠水により堆積した土砂等</p> <p>※台風被害に起因しない生活ごみ（普通ごみ、小物金属、粗大ごみ）や資源物（空き缶、ペットボトル、空きびん等）は取り除いてください。</p> <p>※下水管がつまるおそれがありますので、スコップなどで大量の土砂等を道路の側溝やますに捨てることのないようお願いします。</p> <p>《回収方法》</p> <p>土のう袋や、水切れの良い丈夫な袋等（家庭にあるゴミ袋の場合、適宜水抜き用の穴をあける）に入れて、自宅前に通行の支障とならないよう、まとめて置いてください。管轄の道路公園センターが、順次回収いたします。</p> <p>なお、回収量が多い場合は、時間を要することがあります。</p> <p>回収等でお困りの場合は、道路公園センターへご連絡ください。</p>																																									
対象	台風第 19 号の大雨による冠水の被害を受けた方																																									
必要書類	特になし。																																									
所管局	<p>【土砂等の回収に関する事】建設緑政局道路施設課（044-200-2818）</p> <p>【下水管のつまりに関する事】上下水道局下水道部管路保全課（044-200-3557）</p>																																									
受付	<p>【土砂等の回収に関する事】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>所管事務所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎区</td> <td>川崎区役所道路公園センター</td> <td>044-244-3206</td> </tr> <tr> <td>幸区</td> <td>幸区役所道路公園センター</td> <td>044-544-5500</td> </tr> <tr> <td>中原区</td> <td>中原区役所道路公園センター</td> <td>044-788-2311</td> </tr> <tr> <td>高津区</td> <td>高津区役所道路公園センター</td> <td>044-833-1221</td> </tr> <tr> <td>宮前区</td> <td>宮前区役所道路公園センター</td> <td>044-877-1661</td> </tr> <tr> <td>多摩区</td> <td>多摩区役所道路公園センター</td> <td>044-946-0044</td> </tr> <tr> <td>麻生区</td> <td>麻生区役所道路公園センター</td> <td>044-954-0505</td> </tr> </tbody> </table> <p>【下水管のつまりに関する事】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>所管事務所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎区・幸区</td> <td>南部下水道事務所</td> <td>044-344-4866</td> </tr> <tr> <td>中原区・高津区</td> <td>中部下水道事務所</td> <td>044-751-2966</td> </tr> <tr> <td>宮前区</td> <td>西部下水道事務所</td> <td>044-852-5131</td> </tr> <tr> <td>多摩区・麻生区</td> <td>北部下水道事務所</td> <td>044-954-0208</td> </tr> </tbody> </table>			地域	所管事務所	電話番号	川崎区	川崎区役所道路公園センター	044-244-3206	幸区	幸区役所道路公園センター	044-544-5500	中原区	中原区役所道路公園センター	044-788-2311	高津区	高津区役所道路公園センター	044-833-1221	宮前区	宮前区役所道路公園センター	044-877-1661	多摩区	多摩区役所道路公園センター	044-946-0044	麻生区	麻生区役所道路公園センター	044-954-0505	地域	所管事務所	電話番号	川崎区・幸区	南部下水道事務所	044-344-4866	中原区・高津区	中部下水道事務所	044-751-2966	宮前区	西部下水道事務所	044-852-5131	多摩区・麻生区	北部下水道事務所	044-954-0208
地域	所管事務所	電話番号																																								
川崎区	川崎区役所道路公園センター	044-244-3206																																								
幸区	幸区役所道路公園センター	044-544-5500																																								
中原区	中原区役所道路公園センター	044-788-2311																																								
高津区	高津区役所道路公園センター	044-833-1221																																								
宮前区	宮前区役所道路公園センター	044-877-1661																																								
多摩区	多摩区役所道路公園センター	044-946-0044																																								
麻生区	麻生区役所道路公園センター	044-954-0505																																								
地域	所管事務所	電話番号																																								
川崎区・幸区	南部下水道事務所	044-344-4866																																								
中原区・高津区	中部下水道事務所	044-751-2966																																								
宮前区	西部下水道事務所	044-852-5131																																								
多摩区・麻生区	北部下水道事務所	044-954-0208																																								

35 制度名	応急給水袋の配布		
カテゴリ	住まい・暮らし	支援の種類	応急対応
支援内容	応急給水袋（10L）を無償配布します。		
対象	マンション等集合住宅等で、ポンプ等の故障により水道水が使用できない方		
所管局	上下水道局サービス推進部サービス推進課（044-200-3122）		
受付	【川崎区・幸区・中原区】上下水道局南部サービスセンター（044-544-5433） 【高津区・宮前区】上下水道局中部サービスセンター（044-855-3232） 【多摩区・麻生区】上下水道局北部サービスセンター（044-951-0303）		

36 制度名	市営住宅等公的住宅への一時避難受入		
カテゴリ	住まい・暮らし	支援の種類	応急対応
支援内容	○市営住宅等公的住宅への一時避難の受入れを行います。 ・使用期間は原則3か月（最長6か月まで更新可）となります。 ・災害用に確保してある部屋ではないため、要望に沿えない場合があります。 ・また、住宅を選ぶ事はできません。 ・住宅使用料・敷金は免除（光熱水費、共益費は自己負担）となります。 ※部屋には照明器具、ガスコンロ、カーテン、寝具、冷暖房等の備付けはありません。		
対象	風水害等で被災し、住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方		
必要書類	世帯員全員の住民票、り災証明書（コピー可）、使用許可申請書		
受付	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課（044-200-2948）		

37 制度名	災害ごみの収集		
カテゴリ	住まい・暮らし	支援の種類	応急対応
支援内容	災害に伴い発生した片付けごみ等を収集します。		
対象	被害に遭われた方		
必要書類	当面不要 ※排出方法等については市ホームページをご参照ください。 URL： http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000054174.html		
所管局	環境局生活環境部収集計画課（044-200-2583）		
受付	【川崎区】川崎生活環境事業所（044-266-5747） 【幸区・中原区】中原生活環境事業所（044-411-9220） 【高津区・宮前区】宮前生活環境事業所（044-866-9131） 【多摩区・麻生区】多摩生活環境事業所（044-933-4111）		

38 制度名	被災者住宅応急修理制度		
カテゴリ	住まい・暮らし	支援の種類	給付・減免
支援内容	<p>○被災者の住居を修理することにより、被災者が被害を受けた住宅での生活が可能となることを見込まれる場合に、市町村が被災者に代わって直接修理を行うものです。</p> <p>○応急修理の箇所は、日常生活に必要で欠くことのできない部分（居室、台所、トイレ等）の応急修理であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所です。※日常生活に不可欠ではない補修（例えば畳や壁紙のみの清掃・補修等）は対象外となります。</p> <p>○典型的な工事例は下記のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鉄板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。） (2) 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。） (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替 (4) 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む） (5) 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。） (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。） (7) 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む。） (8) 壊れた給排気設備の取替 (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。） (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む。） (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。） <p>○1世帯あたりの修理の限度額</p> <p>全壊・大規模半壊・半壊の場合：595,000円（消費税込）以内</p> <p>一部損壊（準半壊）の場合：300,000円（消費税込）以内</p> <p>※原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含みます。</p> <p>※制度の対象外となる修理費用や限度額を超える部分の費用は自己負担となります。</p> <p>※同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合にも1世帯あたりの額以内となります。</p> <p>○施工業者は、申込受付後にお渡しする、川崎市と協定を締結している団体に属する施工業者の一覧表の中から選定していただくか、若しくは、一覧に掲載がない施工業者に依頼される場合は、申込者から「住宅の応急修理指定業者願書」の提出が必要となります。</p>		
対象	<ol style="list-style-type: none"> (1) 現に居住している住宅が全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊（準半壊）の被害を受けた方 (2) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる方 (3) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）利用しない方 <p>※ただし、一時的住居として市が提供する市営住宅等を利用される方は対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (4) 半壊・一部損壊（準半壊）の場合は、自らの資力では応急修理をすることができない方（世帯） <p>※借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合には、所有者の同意を得て応急修理を行う場合もあります。</p>		
必要書類	<p>住宅の応急修理申込書、住宅の被害状況に関する申出書、り災証明書（コピー可）、資力に係る申出書（住家被害が全壊・大規模半壊の場合は不要です。）、住宅の応急修理指定業者願書（川崎市がお渡しする施工業者一覧に掲載がない業者に依頼する場合に必要となります。）</p> <p>※様式は市ホームページからダウンロードできます。</p>		
受付	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課（044-200-2253）		

企業・お勤めの方

39 制度名	勤労者福祉共済（見舞金）								
カテゴリ	企業・お勤めの方	支援の種類	給付・減免						
支援内容	<p>○被災された勤労者福祉共済に加入の会員向けに、災害見舞金の給付を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付の種類</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼・全壊・流出 ※地震災害は除く</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>半焼・半壊・ ※地震災害は除く</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※給付金は給付事由発生の日から1年以内にご請求ください。（期限を過ぎると給付できません。）</p>			給付の種類	給付金額	全焼・全壊・流出 ※地震災害は除く	5万円	半焼・半壊・ ※地震災害は除く	2万円
給付の種類	給付金額								
全焼・全壊・流出 ※地震災害は除く	5万円								
半焼・半壊・ ※地震災害は除く	2万円								
対象	<p>(1) 給付事由の発生時に共済の会員である方 (2) 次のいずれかに該当する方 ・会員期間が3箇月以上経過し、同一事業所に1年以上勤務している方 ・会員期間が3箇月以上経過し、3年以上前から、引続き同一事業を行っている方</p>								
必要書類	<p>(1) 「川崎市勤労者福祉共済給付金請求書」に記入・押印し、必要な書類を添付して事業所を通して勤労者福祉共済へ請求してください。 (2) お問い合わせ先の中央労働金庫の各支店へ、勤労者福祉共済の会員であることを告げ、下記の書類をご提出ください。 ・印鑑証明書 ・市民税の納税証明書 ・貸付の用途を証明するもの ※川崎市勤労者福祉共済のHPから申請書のダウンロードができます。</p>								
所管局	経済労働局労働雇用部（044-200-2274）								
受付	<p>(1) 経済労働局労働雇用部（044-200-2274） (2) 中央労働金庫 市内各支店 川崎支店（044-244-8331） 川崎南支店（044-277-8211） 中原支店（044-733-0161） 新百合丘出張所（044-989-1111）</p>								

40 制度名	勤労者福祉共済（福祉資金の貸付）										
カテゴリ	企業・お勤めの方	支援の種類	融資・貸付								
支援内容	<p>○被災された勤労者福祉共済に加入の会員向けに、福祉資金の貸付を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>金額</th> <th>償還期間</th> <th>利率</th> <th>償還方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円～100万円 ※1万円単位</td> <td>5年以内</td> <td>年1.9%（別途保証料1.2%）</td> <td>元利均等払</td> </tr> </tbody> </table> <p>○次に該当する場合は、貸付を受けることができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行取引停止処分中の者 ・法律行為を行う能力を有しない者 ・偽りの申請をした者 ・前回の貸付けの返済を2回以上滞納したことがあり、返済終了から1年を経過していない者 ・現在共済から貸付を受けている者 ・その他貸付指定金融機関が不相当と認めた者 など 			金額	償還期間	利率	償還方法	10万円～100万円 ※1万円単位	5年以内	年1.9%（別途保証料1.2%）	元利均等払
金額	償還期間	利率	償還方法								
10万円～100万円 ※1万円単位	5年以内	年1.9%（別途保証料1.2%）	元利均等払								
対象	<p>(1) 給付事由の発生時に共済の会員である方</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員期間が3箇月以上経過し、同一事業所に1年以上勤務している方 ・会員期間が3箇月以上経過し、3年以上前から、引続き同一事業を行っている方 										
必要書類	<p>(1) 「川崎市勤労者福祉共済給付金請求書」に記入・押印し、必要な書類を添付して事業所を通して勤労者福祉共済へ請求してください。</p> <p>(2) お問い合わせ先の中央労働金庫の各支店へ、勤労者福祉共済の会員であることを告げ、下記の書類をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明書 ・市民税の納税証明書 ・貸付の用途を証明するもの <p>※川崎市勤労者福祉共済のHPから申請書のダウンロードができます。</p>										
所管局	経済労働局労働雇用部（044-200-2274）										
受付	<p>(1) 経済労働局労働雇用部（044-200-2274）</p> <p>(2) 中央労働金庫 市内各支店</p> <table> <tr> <td>川崎支店（044-244-8331）</td> <td>川崎南支店（044-277-8211）</td> </tr> <tr> <td>中原支店（044-733-0161）</td> <td>新百合丘出張所（044-989-1111）</td> </tr> </table>			川崎支店（044-244-8331）	川崎南支店（044-277-8211）	中原支店（044-733-0161）	新百合丘出張所（044-989-1111）				
川崎支店（044-244-8331）	川崎南支店（044-277-8211）										
中原支店（044-733-0161）	新百合丘出張所（044-989-1111）										

41 制度名	災害対策資金（川崎市中小企業融資制度）			
カテゴリ	企業・お勤めの方	支援の種類	融資・貸付	
支援内容	○被災された中小企業向けに融資を行います。			
	制度名	融資限度額	融資利率	信用保証料率
	①災害対策資金 1	8,000 万円	年 1.7%以内	年 0.450%～ 0.950% ※市助成後
	②災害対策資金 2			年 0.450% ※市助成後
	③激甚災害対策資金	2 億 8,000 万円		資金使途・期間 運転資金・設備資金 10 年以内(据置 1 年以内を含む)
対象	① 火災・風水害等の被害を受けている中小企業者等の方 ② 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 3 号または第 4 号の認定を受けた中小企業者等の方(責任共有制度の対象外) (セーフティネット保証を利用) ③ 国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等の方(責任共有制度の対象外) (災害関係保証を利用)			
必要書類	①および③については災証明書が必要です。(コピー可) ②については市の認定書が必要です。(金融課・中小企業溝口事務所にて発行)			
所管局	経済労働局金融課 (044-544-1846・1847)			
受付	経済労働局産業振興部 金融課 (044-544-1846・1847) ※主に川崎区、幸区、中原区等の融資相談、認定、確認等の業務を担当 経済労働局産業振興部 中小企業溝口事務所 (044-812-1112・1113) ※主に高津区、宮前区、多摩区、麻生区等の融資相談、認定、確認等の業務を担当			

42 制度名 生活資金貸付（川崎市勤労者生活資金貸付制度）																																															
カテゴリ	企業・お勤めの方	支援の種類	融資・貸付																																												
支援内容	<p>○以下の用途を目的に、生活資金の貸し付けを行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>貸付額</th> <th>貸付金利</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①本人または親族の冠婚葬祭費</td> <td>10万円～200万円</td> <td>年2.0%</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>②本人または同居家族の医療費</td> <td>10万円～200万円</td> <td>年2.0%</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>③子どもの高校・大学等の教育費</td> <td>10万円～300万円</td> <td>年1.7%</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>④耐久消費財（自動車を含む）の購入費</td> <td>10万円～100万円</td> <td>年2.0%</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>⑤旅行・余暇活動等の費用</td> <td>10万円～100万円</td> <td>年2.0%</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>⑥自己研修及び職業能力開発に要する費用</td> <td>10万円～200万円</td> <td>年2.0%</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>⑦育児・介護休業に要する費用</td> <td>10万円～200万円</td> <td>年1.0%</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>⑧住宅の増改築・修繕費用</td> <td>10万円～300万円</td> <td>年1.4%</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>⑨賃金の遅配・欠配時の生活費用</td> <td>10万円～200万円</td> <td>年1.2%</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>⑩福祉車両購入費</td> <td>10万円～300万円</td> <td></td> <td>10年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※③を除き、借入金の借り換え及び事業資金には利用できません。 ※④及び⑤は年収700万円以上の方はご利用いただけません。 ※貸付額は1万円単位になります。 ※別に保証料がかかります。 ※半年ごとに金利の見直しを行います。</p> <p>○返済方法 元利均等割賦返済</p> <p>○申し込み多数により貸付総額に達した場合は、貸付を停止します。</p>			用途	貸付額	貸付金利	返済期間	①本人または親族の冠婚葬祭費	10万円～200万円	年2.0%	5年以内	②本人または同居家族の医療費	10万円～200万円	年2.0%	5年以内	③子どもの高校・大学等の教育費	10万円～300万円	年1.7%	10年以内	④耐久消費財（自動車を含む）の購入費	10万円～100万円	年2.0%	5年以内	⑤旅行・余暇活動等の費用	10万円～100万円	年2.0%	5年以内	⑥自己研修及び職業能力開発に要する費用	10万円～200万円	年2.0%	5年以内	⑦育児・介護休業に要する費用	10万円～200万円	年1.0%	5年以内	⑧住宅の増改築・修繕費用	10万円～300万円	年1.4%	10年以内	⑨賃金の遅配・欠配時の生活費用	10万円～200万円	年1.2%	5年以内	⑩福祉車両購入費	10万円～300万円		10年以内
用途	貸付額	貸付金利	返済期間																																												
①本人または親族の冠婚葬祭費	10万円～200万円	年2.0%	5年以内																																												
②本人または同居家族の医療費	10万円～200万円	年2.0%	5年以内																																												
③子どもの高校・大学等の教育費	10万円～300万円	年1.7%	10年以内																																												
④耐久消費財（自動車を含む）の購入費	10万円～100万円	年2.0%	5年以内																																												
⑤旅行・余暇活動等の費用	10万円～100万円	年2.0%	5年以内																																												
⑥自己研修及び職業能力開発に要する費用	10万円～200万円	年2.0%	5年以内																																												
⑦育児・介護休業に要する費用	10万円～200万円	年1.0%	5年以内																																												
⑧住宅の増改築・修繕費用	10万円～300万円	年1.4%	10年以内																																												
⑨賃金の遅配・欠配時の生活費用	10万円～200万円	年1.2%	5年以内																																												
⑩福祉車両購入費	10万円～300万円		10年以内																																												
対象	<p>(1) 市内に1年以上在住し、同一事業所に1年以上勤務している勤労者 (2) 市内の同一事業所に引き続き1年以上勤務している勤労者 (3) 3年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者（確定申告を3年間行っている方）</p> <p>※③に該当しない事業主及び公務員は除きます。 ※返済能力等について中央労働金庫の審査があります。</p>																																														
必要書類	⑧の場合 本人確認書類（免許書・健康保険証・源泉徴収票）、見積書、契約書																																														
所管局	経済労働局労働雇用部（044-200-2271）																																														
受付	中央労働金庫 市内各支店 川崎支店（044-244-8331） 川崎南支店（044-277-8211） 中原支店（044-733-0161） 新百合丘出張所（044-989-1111）																																														

その他

43 制度名	人権相談		
カテゴリ	その他	支援の種類	相談
支援内容	さまざまな人権侵害や困りごと、心配ごとについての相談が無料で受けられます。		
対象	どなたでも受けられます。		
所管局	市民文化局人権・男女共同参画室（044-200-2316）		
受付	横浜地方法務局川崎支局（044-244-4166）		

44 制度名	弁護士相談・司法書士相談・行政書士相談		
カテゴリ	その他	支援の種類	相談
支援内容	暮らしの中で生じるさまざまな疑問やトラブルの解決にむけて、各種専門家・専門相談員が無料でアドバイスを行います。		
対象	どなたでも受けられます。		
所管局	市民文化局市民活動推進課（044-200-2349）		
受付	まちづくり推進部地域振興課		
	川崎区（044-201-3135）	高津区（044-861-3141）	麻生区（044-965-5119）
	幸区（044-556-6608）	宮前区（044-856-3132）	
	中原区（044-744-3153）	多摩区（044-935-3143）	

45 制度名	NHK 放送受信料		
カテゴリ	その他	支援の種類	放送受信料の免除
支援内容	令和元年10月から令和元年11月までのNHK受信料の免除（2か月間）		
対象	災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約		
必要書類	放送受信料免除申請書、り災証明書（コピー可）		
受付	NHK かながわ東営業センター 電話044-712-1100（平日10:00～17:00）		